

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の 戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書 No.2

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43868

C

C



32

この形にないものは、^カ 又は、^カ 半島に於けるものは、^カ 日本に於けるものと同一に扱ふべきである。
すなわち、^カ 日本に於けるものと同一に扱ふべきである。
又は、^カ 日本に於けるものと同一に扱ふべきである。

四、協議事項 — 之を二分せる理由は、^カ 日本に於けるものと同一に扱ふべきである。
すなわち、^カ 日本に於けるものと同一に扱ふべきである。
又は、^カ 日本に於けるものと同一に扱ふべきである。

此の形にないものは、^カ 日本に於けるものと同一に扱ふべきである。
すなわち、^カ 日本に於けるものと同一に扱ふべきである。
又は、^カ 日本に於けるものと同一に扱ふべきである。

この形にないものは、^カ 日本に於けるものと同一に扱ふべきである。
すなわち、^カ 日本に於けるものと同一に扱ふべきである。
又は、^カ 日本に於けるものと同一に扱ふべきである。

五、協議事項 — 此の形にないものは、^カ 日本に於けるものと同一に扱ふべきである。
すなわち、^カ 日本に於けるものと同一に扱ふべきである。
又は、^カ 日本に於けるものと同一に扱ふべきである。

日本に限る結果、^カ 日本に於けるものと同一に扱ふべきである。
すなわち、^カ 日本に於けるものと同一に扱ふべきである。
又は、^カ 日本に於けるものと同一に扱ふべきである。

二、七、三、
 三、の考へるべきは、
 一、先づ、
 二、
 三、
 四、
 五、

一、
 二、
 三、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、

外務省の所長が、この高橋の一行が、
ある。

高橋が、この一行が、
はなにかと希望して、

六、行路途中におぼろげな合意が、
自任の責任をもち、

この一行が、
ぬくぬくとした

また、この一行が、
この一行が、

この一行が、
この一行が、

この一行が、
この一行が、

この一行が、
この一行が、

この一行が、
この一行が、

この一行が、
この一行が、

この一行が、
この一行が、

Article A

The Parties, separately and jointly, by means of continuous and effective self-help and mutual aid, will maintain and develop their individual and collective capacity to resist armed attack against the treaty area.

Article B

Each Party recognizes that an armed attack against either Party in the treaty area would be dangerous to its own peace and safety and declares that it would act to meet the common danger in accordance with its constitutional provisions and processes.

Article C

As used in this Treaty, the "treaty area" consists of the areas under the administration of Japan.